



## はじめに

昨今の日本における教育改革のテーマの一つは、規制緩和による自由化の推進であり、個性尊重の原則に基づく特色ある学校づくりの推進である。この動向は、高等学校教育改革にも及び、平成14(2002)年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によって都道府県教育委員会による通学区設定に関する条項が削除され、これに伴い、20年の時点では20の都県が公立学校普通科の通学区(学区)の統廃合を行い、その後2年以内に4道府県がこれに続くことが報道された(注1)。一方、この動向と並行して進められたのが総合選抜制度(宮崎県の公立学校普通科の場合「合同選抜制度」と呼称)の廃止である。1970年代、この入学試験制度は15都道府県で実施されていたが、90年代末には7つの県(宮崎県を含む)に減少した(注2)。

この動向を踏まえて宮崎県教育委員会は、平成15年に合同選抜制度の廃止に踏み切り、20年

3月の入試から通学区制を廃止して全県一学区制に移行した。ところで本県の高等学校普通科入学試験における合同選抜制度と通学区制は、いわばワン・セットとして昭和38年3月の入学試験より導入され、その後廃止されるまでの40年以上に及んで本県高等学校普通科入学試験制度の両輪に位置付けられ、そして高等学校教育における機会均等の実現に大きく貢献してきた。それだけに、当時の制度改革に当たっては多大な関心が喚起され、その是非が論議された。この論議は、通学区制と合同選抜制という行政規制による機会均等の確保と学校間格差の是正か、それとも規制撤廃による学校選択の自由と特色ある高校づくりの推進かに大別される(注3)。しかし、ここに見られる入試方法の在り方をめぐる理念の違いは、全国の場合と同様、実は本県の高等学校入学試験制度の転換期に見られてきた古くて新しい動向のひとつに他ならず、新たな入学試験制度の今後の推移が注目される。ちなみに通学区制と合同選抜制が導入された38年3月は本校創設の2年目にあたり、同年4月に入学した本校第2期生こそ合同選抜制度入学の第1期生であった。

南高創立の50周年の歴史は、宮崎県高等学校普通科入学試験制度の歴史と大きく重なってい

る。以下においては入学試験制度の観点から、特に合同選抜制度の導入時期に焦点を絞って本校50年の歴史を振り返ることにしたい。

## 1 合同選抜制度の背景

### 1) 戦後新制高校の再編成と高校生急増対策

昭和23(1948)年、戦後日本の新制高等学校は高校三原則、すなわち総合制、男女共学、小学区制の下に発足した。宮崎県の場合、旧制中学校34校が新制高校15校に統合され、完全総合制をもって発足した。このうち小学区制は同24年および翌25年の2年間実施されたが、占領統治下の強制に対する反発から翌26年には廃止された。また総合制は、職業教育の軽視や学校の大規模化に伴う学校運営の複雑化が指摘され、職業系高校と普通科系高校の分離独立など新制高校の再編成が論議され始める。

一方、戦後のベビーブームは、37年以降、中学卒業者の急増に伴う高等学校進学者および進学率の急上昇をもたらした。この時期の中学生卒業者と進学率は、同35年の約23,700人(39.3%)から同40年の約27,500人(57.4%)へ増加、上昇し、高校在籍者総数は同35年の約26,200人から同38年の約35,000人へ増加、このうち全日制高校在籍者数

は約23,000人から32,000人へと激増した。これを受けて35年、宮崎県教育委員会は「高等学校再編成実施要領」および「県立高等学校生徒急増対策」をまとめ、翌36年から40年にかけて県立高校の分離独立と新增設を進め、その結果、11校が新設されて県立校は総計37校となり、一方、普通科定員は50名から55名に増加された(宮崎県教育委員会「宮崎県教育行政の歩み」昭和60年参照)。

高校生の急増に対応しつつ新設校を育成して教育の機会均等をいかに確保するか。その対応策こそ、通学区制と総合選抜制度の実施であり、その論議は、当時の大淀高校長であり、宮崎大淀第二高校(宮崎南高校の前身)校長の佐伯英雄を中心に提唱、展開され、推進されていく。

### 2) 学校間格差と是正のために

総合制時代の大淀高校校長であり、同校普通科および家庭科の募集停止により新設された大淀第二高校初代校長に赴任した佐伯にとって、自らの新設校をいかに育成し、その発展の基礎を確立するかは喫緊かつ切実な課題であった。自著『うちの子教育論』第2部の「青い机」において、佐伯は、当時の新設校が置かれていた状況について、次のように直截<sup>ちよくせつ</sup>に書いている。1960年代初頭、宮崎

市内には県立普通科系高校は大淀川北側の大宮高校、南側の大淀高校の2校があり、両校の格差は歴然としていたという。「そのころ宮崎ではこんな言い方があった。『頭のいい子は北へ上り、頭のよくない子は南に下る』というのである。「市民も教師も親も生徒も『二流校』（としての大淀高校）をはっきり意識していた」。その結果、生徒たちのコンプレックスは、例えば宮崎市最大行事である神武さまの祭りでも、相手校生に対する暴力沙汰となってしばしば爆発した。また、ある時、街のおでん屋で飲んでいた若い教師が自分の勤務高校名を答えたところ、見下すような対応を受けたという。「これでいいのだろうか。こんなことが自由と平等の日本にあってよいものであろうか。そのころその中であつた者には、頭の芯まで打ち込まれた強烈なものであつたが、その経験のない人には想像することもできないことかもしれない」(注4)

「(新設予定の)普通高校は二流校にしてはならないと私自身は深く考えていた。その考えを教育長、次長、各課長、指導主事に話し続けた。県議会の文教常任委員の視察があつた時も私の意見はこの問題に終始した。川越石男、水間アヤ、清正氏は心からの共感をもらして下さった。新聞記者や放送記者にもこの意

見を遠慮なく言った。私の手の届く人には絶えず現状を説いて、私の主張を述べた。デモクラシーの世の中に、同じ世代の若者に、片やエリート意識、片やコンプレックスがあつてよいものだろうか。私は連日苦悩した」(注5)

昭和37年5月、大淀第二高校ではPTA総会で日高真太郎会長らを選出、それ以降、日高会長らは合同選抜の理解者となつてその推進に尽力していく。「当時のPTA幹部の方々の絶大な努力が南高校の今日に大きな力となつた。第一の懸案は校地の決定、第二は合同選抜制度の実施であつた」(注6)

ちなみに総合選抜制度を実施していた都道府県数は、1950年代には12を数え、高校生急増期の1970年代には15に上つた。人口に膾炙した「15の春を泣かすな」のスローガンに見られるように、当時の激化する入学試験の緩和や新設校育成による学校間格差是正が主な促進要因であつたとされる。佐伯たちの合同選抜制度導入の主張は、当時の全国的動向を宮崎県において集約的に反映した動きというべきであろう。

## 2 合同選抜制度の導入の経緯

### 1) 検討の開始

昭和37年9月初旬、合同選抜制度導入の動きが表面化する。

同月1日付の宮崎日日新聞は、「合同選抜など考慮 県教委 高校入試を検討」の見出しで、次のように伝えている。

「県教委は高校急増対策として今春大淀第二、都島第二両高校を開設し、来春は3校(延岡第二、西都商業、日南工業)を新設するが、既設高校との学校差が心配されるため合同選抜、校区制など高校入試要項の改訂を検討している。現在の入試制度は普通コースに限り中学区制をとり、職業コースは自由に志願できるようにになっている。すなわち普通コースは宮崎地区が大宮、大淀第二、本庄の3高校、都城地区は泉ヶ丘、都島第二の2高校、延岡地区は延岡、延岡第二の2高校、他地区は1高校がそれぞれ志願学校区範囲となっている。

ところが志願する場合、中学校で成績に応じて何番までA高校、それ以下がB高校と制限しているためここ数年学校差が始め、高校の新設でさらに助長する気配が出ている。学校差は生徒に劣等感を与えるだけでなく、補導面にも思わしくなく、入試制度の検討になったもの。そして一応考えられるのは宮崎、延岡、都城地区の普通科コースに限り ①合同選抜で学校差をなくすよう生徒を配分する ②居住地に応じた小学区制を敷く ③中学校単位で高校区制を

敷き、一部にどの高校に行ってもよい地区を設ける、などがある。九州では長崎市が合同選抜に校区制をミックスして実施している。しかしいずれの方法にしても生徒、親の希望を無視する結果にもなり、県教委でも頭を痛めている」

高等学校における学校間格差とその弊害の問題化が率直に指摘され、その是正の観点から通学区制度と合同選抜制度の導入が検討されていることが注目される。同時に、入試制度の在り方を巡る価値のせめぎ合い、葛藤、対立が表面化し厳しさを増していく。

ちなみに賛成派には、宮崎県高教組や新設校のPTAなどの関係者が、反対派および慎重派としては、伝統校関係者、宮大付属中PTA、中学校校長会などが挙げられる。高教組内部も所属する支部によって立場は一様ではなかったという(宮崎南高校創立20周年記念誌「海が光るよ」・宮崎県高等学校教職員組合編「30年の歩み」昭和56年 鈺脈社)。12月21日付の宮崎日日新聞は「高校合同選抜への意見」として「大宮高校校長・反対・名門校の伝統、進学自由を守るべし・受入体制整備優先」と「大淀第二高校校長・賛成・劣等感なくせる・教育の機会均等のために」を対比させて紹介した。

合同選抜制度の検討に当た

合同選抜の検討を開始したことを報じる新聞記事(宮崎日日新聞：昭和37年9月1日付)

合同選抜に賛否両論(宮崎日日新聞：昭和37年12月21日付)

り、宮崎、延岡、都城市では公聴会が開催された。宮崎市での公聴会には高校長、中学校長、地教委委員、教組、PTAなど約30名のメンバーが参加したが、校長会の論議は、佐伯によれば、次のようであった。

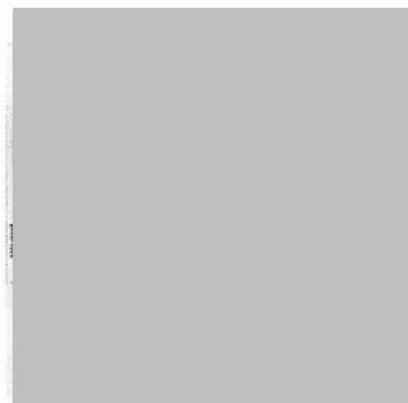
そこでは「伝統論も出た。学校選択の自由論は最も有力な意見であった。コンプレックスとエリート論も出た。他県の実情も説明された」「予想される長所や短所は残りなく出尽くしたと言える」「賛成意見を述べたのは、高教組の諸君とM中学校のM校長と、市教育委員のH氏であった。その他少数の中立論、慎重論があり、かなりの数の反対論があった」

「私は反対論のすべてに反駁<sup>はんぱく</sup>した。時には興奮して思わず涙声になる時もあった。同じ地域の、同じ世代の若者が、しかもたった二つしかない普通高校に入って、一は名門、一は二流校、一はエリート意識、一はコンプレックスを持つことは許されるであろうか。このことは、すべての議論の前に、考えなければならないことではあるまいか」「名門と劣等感の学校より、二つの名門ができたならどんなに素晴らしいかと考えたのである」  
 (「鵬よ飛べ」)

## 2) 宮崎県教育委員会での審議の動向

そしてこの価値のせめぎ合いは、舞台を教育行政における意思形成の場としての県教育委員会に移していく。昭和37年12月22日付の宮崎日日新聞は「大詰め迎えた高校合同選抜 県教委の態度注目 きょうあす 微妙な賛否の立場」の見出しで「県教委事務局は5月にこの問題に取り組み、合同選抜を行っている長崎、大分、京都など8府県の実態を調査し、10月に原案を作成、教育委員会討議に持ち込んだ」として合選の審議経緯を振り返り、緊張の高まりを次のように伝えている。

「合同選抜問題は、賛否両論の大きな反響を呼びながら、いよいよ大詰めの段階を迎えた。各界の意見を聞くため3市で開かれた公聴会も21日の都城市で終わり、23、24両日に開く県教委の態度が関心の的になっている」「合同選抜に早くから賛成していた教職員組合は『組合色が出て一般の反感を買い、できるはずの合同選抜がつぶれてはたいへん』と事態を静観した」「県教委事務局が原案を委員会に示したこと、組合側の事態静観の態度が事務局が合同選抜“実施”の腹がまえを持っていることを裏書きしているといえよう」「賛否両論が、その人の置かれている立場で正反対に



県教委の合同選抜の審議を報じる新聞記事(宮崎日日新聞:昭和37年12月22日付)

なっていることが微妙な点で、このため既設校校長と新設校校長の対立、さらに先生、PTA同士の対立にまで発展している。純教育的な立場というより、利益本位に賛否が出るわけで、ここに問題を複雑化している最も大きな原因がひそんでいる」(昭和37年12月22日付「宮崎日日新聞」)

高校入試制度のあり方を巡る価値や利害の対立とせめぎ合いの一端が明らかであり、「制度改革の政治」の実態がよく伝えられている。

### 3) 合同選抜制度ならびに通学区制度の導入決定

昭和37年12月23日、この日の午後1時から開かれた県教育委員会では、容易には結論に至らず、結局翌24日午前7時半、ようやく委員会は宮崎、延岡、都城市における合同選抜制度を正式に決定し発表した。同25日付の朝日新聞によれば、その間の事情は次のようである。

「宮崎など3市で実施 合同選抜の高校入試 県教委 全員一致で決める」  
「県教委は24日の委員会で、来年度の高校入試選抜方法を宮崎、延岡、都城市の普通科・家庭科高校で合同選抜を実施すると決めた。23日午後1時から開いた委員、事務局側の協議会では、全員が合同選抜を実施した場合の問題

点について約18時間にわたり活発な討論を重ねたあと、24日朝、委員会に切り替え、同7時すぎ全員一致で合同選抜に踏み切ることを決めた」

次いで決定までの経緯を、以下のように振り返っている。

「3市では既設と新設の高校の間で生徒の質、学校の施設、設備など、いわゆる学校間格差が問題となっていた。また中学の進学指導で、成績の良い者と、そうでない者を振り分けて受験させるなど、高校進学のとことから、進学の自由はないような実情だった」「教育の機会均等」「学校の等質化」「古い歴史より新しい歴史をつくるべきだ」などの声が上がリ、県教委事務局で5月ごろ原案をつくり教育委員に示していた。入試要項の発表が近づき、賛否両論が盛り上がり、P T A代表などの陳情が続いた。委員の間でも「学校の格差解消」の面では多少の抵抗があったようだが、教育の機会均等、等質化の面では異論はなく、宮崎市の場合など「大きくなった大宮高校から分家したものと考えれば、当然等質のものでなければならぬ」などの意見もあった。

「23日午後から24日早朝にかけての教委審議では、合同選抜を実施する場合の方法、問題点が討議され、事務局原案の①成績順に機械的に配分 ②成

県教委の合同選抜の審議を報じる新聞記事(宮崎日日新聞:昭和37年12月24日付)

績順に数グループをつくって配分 ③成績と学区制を加味したものの、のうち③にいろいろな要素を加えた案が出来上がり、委員会本会議上程となった」[教委では多数決ではなく、あくまで全員一致で、どちらかに決めようとの態度で終始。この間、事務局側も委員と個々に当たり、合同選抜の必要を説いたといわれる]

そして「学区制、調整区制に伴うもぐり入学、同窓会、PTAの反発など今後にも問題も残りそうだが、教育問題の基本的立場から県教委の英断といえよう」と結んでいる。

同日の宮崎日日新聞は、次のように報じた。

「高校入試 合同選抜の実施決まる 明春から当分の間 3市の普通コース 学区制と並行して」[県教委は23日午後1時から委員会を開き、明春の県立高校合同選抜について徹夜審議を続けたが、24日午前7時半、合同選抜を実施することを決めた]「委員会審議は実に19時間に及んだが『教育の機会均等を図り、同質の高校をつくる』ことで延岡、宮崎、都城市の普通コース(家庭科を含む)の高校に限って実施に踏み切った」

合同選抜の実施が「明春から当分の間」とされた点に注目しておきたい。

また、導入が決定された合同選抜制のねらいと今後の課題に

ついて、県教育委員会委員長は次のように説明した。「同じコースを持ち、規模を同じくする同一市内の学校の教育の機会均等を図り、両校を等質化する必要に迫られて実施に踏み切った。

しかし合同選抜だけでなく、両校の施設、設備、教員などの条件も同じにする必要があり、新設校には重点投資を行って、既設校に劣らないようにしていきたい」

宮崎県教育委員会は、高等学校入学試験制度改革の理念として教育の機会均等の理念を設定し、また学校間格差是正の観点から通学区制度と合同選抜制度の導入の決定を行い、そして同一地域に同質の学校を創るこ

合同選抜の実施決定を報じる新聞記事(宮崎日日新聞:昭和37年12月25日付)

とを通して高等学校生徒急増の教育課題に対応することとなったのである。

### 3 合同選抜制度ならびに通学区制の概要

宮崎南高校を含む合同選抜制度と通学区域制度の概要は、およそ次の通りである。

#### 1) 実施方法

地域的に中学校を両高校に2分して学区制を敷く。合格者にアンバランスが生じた場合を考慮して調整区の中学校を設ける。宮崎、延岡市の場合、地理的に両高校の配分が可能のため全中学校に学区制を設けたうえ一部中学校を調整区とする。都城市は地理的に複雑なため、学区制とは別に純然たる調整区の中学校を設ける。

(1) 中学校区は、次の通り。  
(宮崎市)

宮崎南高校：(固有区) 大淀中、赤江中、青島中、内海中、鏡洲中、高岡中、生目中、田野中、清武中  
(調整区) 宮崎中

大宮高校：(固有区) 東中、大宮中、櫛中、住吉中、佐土原中、広瀬中、那珂中、本庄中、八代中、綾中  
(調整区) 西中

(延岡市)

延岡西高校：(固有区) 北川中、瀬口中、北方中、三楳中、美々地中、城中、見立中、八戸中、日之

影中、黒岩中、旭中、南方中、西階中

(調整区) 岡富中

延岡高校：(固有区) 土々呂中、南中、恒富中、東海中、島野浦中、熊野江中、三川内中、北浦中、下赤中

(調整区) 延岡中

(都城市)

都城西高校：(固有区) 中郷中、二俣中、庄内中、西岳中、夏尾中、五十市中

泉ヶ丘高校：(固有区) 三股中、三股東中、山之口中、高城中、有水中、四家中、高崎中、笛ヶ水中、山田中、志和池中、沖水中、妻ヶ丘中、祝吉中

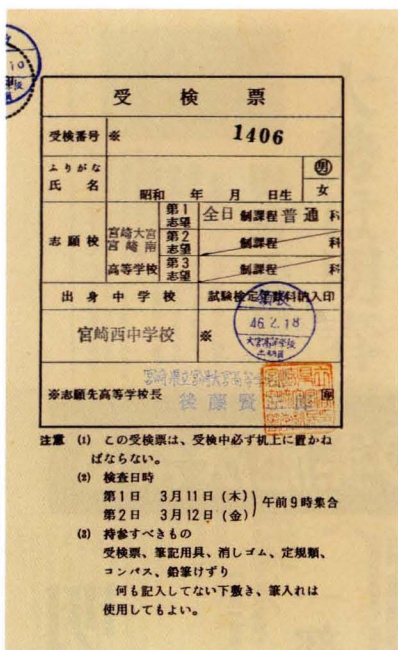
(調整区) 小松原中、姫城中

(2) 調整区からの合格者選抜方法については、次の通り。

①該当する高校の校長、教頭、教務主任の間で合同選抜委員会を設置し、本人の通学距離、希望、成績を勘案して両高校に振り分ける ②しかし、宮崎、延岡市の場合には調整区の中学校も学区制となっているので、二つの高校で入学者のアンバランスが出たときだけ対象となり、都城の小松原中と姫城中は純然たる調整区として合格者全員が対象。なお、宮崎大学附属中の生徒はその居住地の中学区による。

(3) 通学区制の特色

この合同選抜の方法は小学区制を敷き、一部に調整区を加味したもので、昭和24年から2



受検表(志願校に「宮崎大宮」「宮崎南」の2校が併記されていた)



年間実施された当時の小学区制に類似しているとされる。

## 2) 実施期間

前述のように「当分の間」とされた。「この選抜方法は『当分の間』となっているが、県教委では『当分の間とは同質の両高校をつくるまで』と説明しており、他県の例(大分)から見て5~10年と長引きそうだ。しかし明年の実施結果を見て弊害が出た場合、技術的な手直しは行われるものとみられる」(昭和37年12月25日付「宮崎日日新聞」)

## 3) 合同選抜制度導入に対する反応

合同選抜制度決定はどのように受け止められたのか。「海が光るよ 宮崎南高校の20年」によれば「昭和37年12月24日、県教委による合同選抜決定の知らせが届いた時、職員室では期せずして拍手が湧いた。この日の教務日誌には『合同選抜は決まった。苦労が稔り新たな責任が根を下ろした』とある」。簡潔な文言に万感の思いと決意が容易に看取できる。

一方「合同選抜が決まって、中学生の移動が始まったという噂がいくつもあった。住居の変更もあり、養子縁組などの身分変更までして、越境が行われた」。そして「受験生の北への逃亡は合選第2回の時が最もひ

どかったようだ。入試の成績度数分布表を見ると、上位者は話にならぬくらいアンバランスであった」。いずれも「限りない痛恨であり、また発奮の材料となった」

## 4 通学区制度ならびに合同選抜制度の発展と変容

以上、宮崎県高等学校普通科入学試験制度における合同選抜制度と通学区制度に焦点を絞り、昭和37年の導入の背景と経緯を概観してきた。宮崎県教育委員会は、多様な意見が存在する中であって教育の機会均等の理念に基づく学校間格差是正の観点から通学区制度と合同選抜制度の導入の決定を行い、そして同一地域に同質の学校をつくることを通して高等学校生徒急増と新設校の育成という喫緊の教育課題に対応することを企図したことは明らかである。

宮崎県における合同選抜制度と通学区制度は、冒頭に説明したように、38年度入学生から実施された。そして、合同選抜制度以降の入学者が所期の目標であった国公立大学への高い合格実績を着実に収めることを通してその評価は確立された。南高校の場合、その点が早くから指摘され注目されてきた。同一地域内に同質の高校をつくる、もうひとつの名門校をつくるという通学区制度と合同選抜制度導

入の目的は達成された感がある。また通学区制度と合同選抜制度は、その後における新設校の増設に伴って発展的に展開されていく。その結果、当初「当分の間」と目された合同選抜制度は40年、通学区域制度は45年も存続することとなった。しかし、その存続の過程は、他方では対立する制度の理念や価値、利害との競合の過程でもあって、ついには従来から競合関係にあった学校選択の自由の価値と制度に道を譲ることとなる。最後にその動向を概略しておきたい。

### 1) その後における合同選抜制度と通学区制度の拡大

宮崎県教育委員会は、昭和47(1972)年に「高等学校振興計画」を策定して新設校の増設などの県立高等学校改革と拡充施策を進展させ、これに伴い、合同選抜制度と通学区制度の対象校は拡大していった。その動向は、次の通りである。

#### (宮崎地区)

昭和49年度 宮崎西高校新設

普通科6学級

昭和50年度 同校

普通科2学級増

理数科2学級

昭和59年度 宮崎北高校新設

普通科8学級

#### (延岡地区)

昭和52年度 延岡東高校新設

普通科8学級

#### (都城地区)

昭和52年度 泉ヶ丘高校

普通科1学級増

都城西高校

普通科2学級増

## 2) 特色ある学科の設置と全県一学区制の導入による制度の変容

普通科を中心に発展してきた通学区制度と合同選抜制度は、昭和50(1975)年度における宮崎西高校理数科2学級(募集定員80名)の設置によって大きな変容を迫られることになった。理数科は、第一に、普通科ではなく理数科という特色ある学科を標榜して個性尊重の性格を強調し、また小学校区および中学校区に限定されない全県一学区の入学選抜方式として構想され、居住地区に関係なく県内のどこからでも受験できる方途に道を開く方式であったからである。これに続いて平成元年には大宮高校に文科情報科2学級(定員80名)が開設された。両校における理数科および文科情報科の新設によって宮崎県の公立学校は、教育の機会均等の理念の下に構想された普通科の通学区制度および合同選抜制度と、特色ある教育を指向して合同選抜制度の対象外とされた専門学科の全県一区制度による単独選抜方式という二つの入試方式が導入

され、両者が併置、並存することとなった。相異なる競合関係の価値を包摂したウイングの広さに注目したい。

### 3) 30%推薦制度の導入と特色ある学校づくり

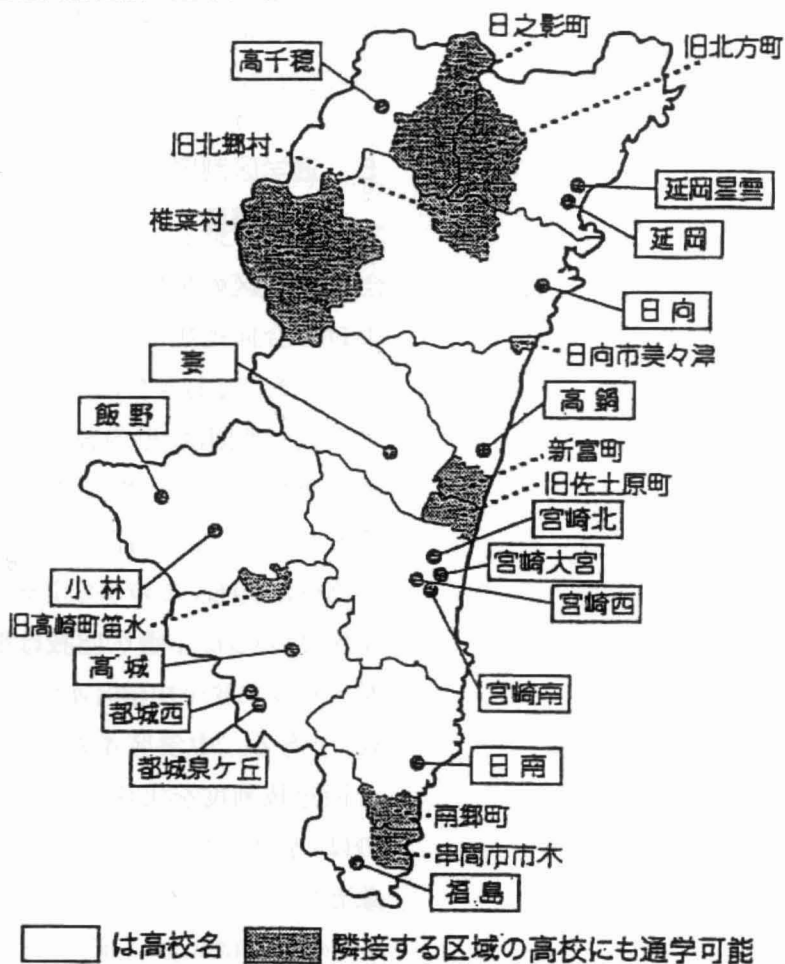
合同選抜制度の変容を促したもう一つの動向は、昭和61(1986)年度よりすべての県立高校・学科で導入・実施された推薦制度である。文部省は57年7月「公立高等学校の入学者選抜について」を通して入学試験制度の改善を促した。これを受けて宮崎県では「宮崎県高等学校入学者選抜方法改善検討委員会」が設置された。その結果、①高等学校の多様な特色づくりの推進 ②学力中心の選択尺度から脱却する観点から、第一次答申では推薦制と面接の導入が、第二次答申では30%推薦制の実施が決定された。

宮崎県における30%推薦制の導入についてはその割合の大きさと実施の早急さなどをめぐって強い反対運動が展開され、全国的に注目されることとなった。この対立は結局、推薦生徒が公表されないことで妥協が図られ、宮崎方式で実施されることとなった。当時の船木哲県教育長の回顧によれば「なぜ30%かについて科学的根拠はなかった。推薦制を実効あるものにするには、このくらいは必要であ

ろうという勘であった」(「宮崎県教育行政の歩み」)

ここでは、合同選抜制度が機会均等や高校間格差の是正を目的としているのに対して、推薦制度は高等学校の多様化と特色づくりを目指しており、その改革の理念や方向性が異なっている点に留意したい。同時に、推薦制度の実施によって合同選抜制度は、理数科および文科情報科に加えて特色づくりの改革理念との共存を求められることになった。南高校の場合も例外ではなく、機会均等と特色ある学校づくりという二つの相異なる方向性の改革理念への対応を余

■県内普通校の通学区域(07年度まで)



儀なくされたのである。

#### 4) 普通科における理数コース および文科コースの設置

宮崎県の合同選抜制度は、合同選抜制度対象の普通科への特色あるコース制の導入によっても影響を受けることになった。平成6年度には都城泉ヶ丘高校と延岡高校に「理数コース」(定員各80名)が設置され、また翌7年度には都城西高校に「文科コース」(定員80名)が開設された。同コースの特徴のひとつは、単独選抜方式をとって合同選抜を行わない点である。コース制が、合同選抜制度と異なった特色ある学校づくりを指向していることは明らかである。

#### 5 通学区制度と合同選抜制度の概要

宮崎地区の事例から本県における合同選抜制度の概要をスケッチしておきたい。

前頁の地図は、県内普通科高校の通学区域の一覧である。平成10年度、全日制普通科を置く高校は20校、このうち全県1学区2つ(2校)、残り18校は小学区6つ(6校)、中学区4つ(12校)である。中学区4のうち、合同選抜制度を実施しているのは、小林高および飯野高を対象とする学区(通学区は小林市・えびの市・西諸県郡)を除く3つ、

宮崎地区(宮崎市、宮崎郡、東諸県郡)、都城地区(都城市、北諸県郡)、延岡地区(延岡市、東臼杵郡の北方町、北川町、北浦町、西臼杵郡の日之影町)である。それぞれの地区での合同選抜校は、宮崎地区4校(宮崎大宮、宮崎南、宮崎西、宮崎北)、都城地区2校(都城泉ヶ丘、都城西)、延岡地区3校(延岡、延岡西、延岡東)である。

通学区制度においては、志願者は成績による合否が決まれば居住地区によって自動的にいずれかの合同選抜校へ振り分けられる。このことは中学区制とはいえ実質は小学区制といってよい。また宮崎県の場合、通学区制度を基本としながら「調整区域」を設定し、この地区の生徒を成績に応じて各校に振り分けることにより高校間の成績格差の是正を行い、併せて定員の充足を図っている。

宮崎地区の場合、各高校の通学区域と学校、調整区域については、次の通り。

宮崎南高校：宮崎市の一部(宮崎中、赤江中、赤江東中、本郷中、木花中、青島中)

宮崎郡の清武町および田野町  
宮崎大宮高校：宮崎市の一部(宮崎西中、櫛中、宮崎北中、宮崎東中)

東諸県郡の国富町および綾町  
宮崎西高校：宮崎市の一部(生目中、生目南中、大塚中、生目台中、大淀中)

東諸県郡の高岡町  
 宮崎北高校：宮崎市の一部（大宮中、住吉中、東大宮中）  
 宮崎郡の佐土原町  
 上記の中学校のうち下線部のある中学校の校区が調整区域である。宮崎南高の通学区域の場合、宮崎中学校区が調整区域となり、大宮高と宮崎西高の調整対象者となる。宮崎大宮高の場合、宮崎西中が宮崎南高と宮崎西高の調整人員の対象となる。宮崎西高の大淀中は宮崎南高に調整人員を送ることになっている。宮崎北高では大宮中（大宮小校区居住者）が大宮高校に対して同様である。また宮崎北高は他の通学区域からの調整人員の受け入れはない。なお、合同選抜制度のうち調整配分の割合は約5%程度であり、残り95%は通学区域による配分であるといわれる。

## 6 通学区制度および合同選抜制度の見直しと廃止

既に見たように、合同選抜制度と通学区制度が教育の機会均等を指向していたのに対して、理数科および文科情報科、推薦制、コースの設置などの動向は、高校の多様化、特色ある学校づくりや通学区制の制約を超えて高校の多様化を目指しており、両者のベクトルとは異なっていた。後者の動向は、1990年代を迎えてより鮮明となり、

ついには、総合選抜制度が見直されるとともに通学区制が廃止されて全県一学区制への移行の動きが顕著になってくる。

1) 平成5年2月22日の文部省通知「高等学校の入学者選抜について」は、本県における合同選抜の見直しに全国的な指針を与えることとなった。同通知は、以下の方向を示している。

- 1 各学校、学科、コース等の特色に配慮した多様な選抜方法の実施
- 2 生徒の特性の応じた学校選抜の方法の検討
- 3 通学区については、各都道府県で地域の実情を踏まえながら各高等学校に特色を持たせ、生徒との特性に応じた学校選択が可能となるような方向で検討する必要がある。また、生徒の居住地によって高等学校受験の機会が大きく異なることがないよう配慮する必要がある。

2) 本県における合同選抜制度見直しから廃止まで、10年2月、県議会において県教育長は、合同選抜制度の見直しを表明した。次いで同年4月9日、県議会において、県教育長は合同選抜の通学区の見直しを表明した。

これを受けて12年5月25日、宮崎県高等学校教育改革推進会議は「関係高校の特色化を図り

ながら、合同選抜制を廃止する方向で検討すべき」などとした中間報告書を県教育長に提出した。同推進会議の会長によれば「合同選抜制は一定の役割を果たした。画一化ではなく、英語やスポーツ、文学など個性、特色ある高校となるよう改善してほしい」意向を示した。

そして15年度4月入学者の入学試験より合同選抜制度が廃止されて単独選抜制度へと移行し、続いて20年度入学試験より通学区制度が廃止されて全県一学区制へ移行された。その結果、県内どの高校の普通科でも受験が可能となり、普通科系専門学科は、第二志望で選択する普通科も同等に自由選択となった。

### 3) 宮崎県における私立学校の成長などの環境の変化

宮崎県における通学区制度と合同選抜選抜制度の変容に影響を及ぼした要因として私立学校の成長が挙げられる。私学は特に、以下に示すように、中高一貫校を開設して県内の公立学校中心の受験環境に大きなインパクトを与え始めている。

宮崎日大(昭和61年)、尚学館(平成3年)、日向学院中学の共学化(同3年)、宮崎第一(同6年)、鵬翔(同15年)、日章学園(同16年)、聖心ウルスラ学園聡明(同年)、日南学園(同年)、宮崎学園(同年)。

これらの動向は、従来公立学校普通科を中心に展開されてきた競争の舞台に変容を迫り、名門校づくりを含む特色ある学校



合同選抜廃止(宮崎日日新聞:平成14年8月15日付)



合同選抜廃止(宮崎日日新聞:平成14年8月22日付)

づくりに向けて、公私全体をひとつとした新しい競争の磁場が形成されつつあることを示している。近年、宮崎県は、県立宮崎西高及び都城泉ヶ丘高にそれぞれ附属中学校を開設して、公立学校における学校選択の自由に新たな一歩を踏み出した。

宮崎南高の1回生の場合、通学区制度および合同選抜制度導入直前であったから必然的に教育の自由を原則とした伝統的な単独選抜の入学試験を経て入学した。2回生より通学区制度と合同選抜制度が始まり、そして約40年後に単独選抜方式に戻り、最後の通学区制度も廃止されて全県一学区制度における学校選択の自由化の時代を迎えるに至った。入試制度は見事に一巡したのである。少し早目に迎

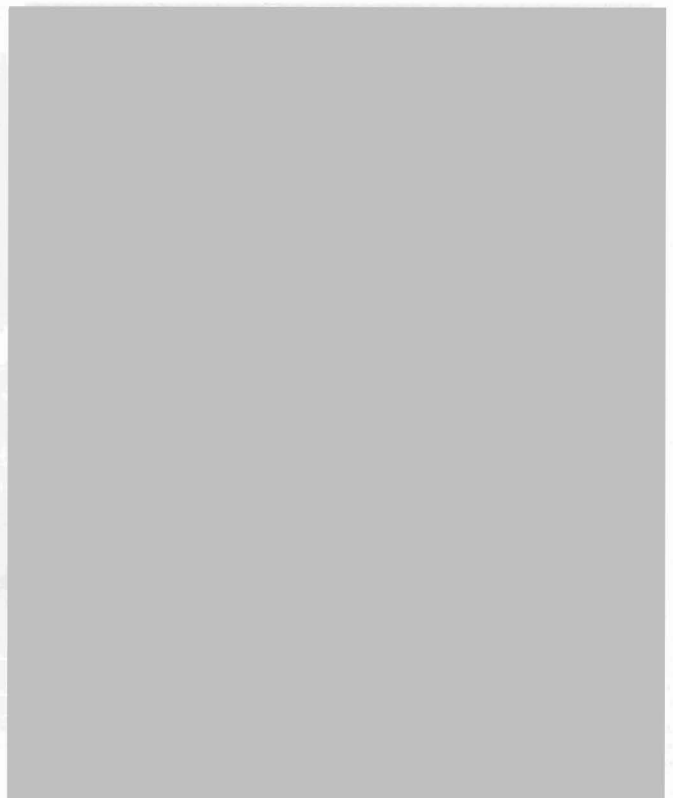
えた「還暦」に例えられる。合同選抜にさよならを告げて新しい出発を期すべき時である。

(注および引用文献)

(注1) 通学区の撤廃と学区統合の措置は、教育の規制緩和を企図した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によって可能となり、以来、平成15年度に東京都および和歌山県が撤廃したのを皮切りに、埼玉、福井(同16年度)、青森、秋田、神奈川県、石川(同17年度)、茨城、滋賀、奈良、広島(同18年度)、群馬、山梨、鳥取(同19年度)と続き、そして20年度には、宮崎県とともに新潟、静岡、島根、大分の各県で通学区の撤廃が相次いだ。宮城県では22年度の



合同選抜廃止(宮崎日日新聞:平成14年8月29日付)



合同選抜廃止(宮崎日日新聞:平成15年3月13日付)

実施が予定されており、通学区域撤廃による全県一区化の動きは、都道府県全体の半数近くに達しようとしている。一方、学区の統合も15年度の福岡、長崎に始まってこれまでに岩手、長野、京都、北海道、兵庫、沖縄、大阪の各地で実施され、熊本県では22年度の実施を予定している。

平成20年1月3日付

宮崎日日新聞

平成20年7月28日付

読売新聞

(注2) 総合選抜制度を実施した都道府県の数には1950年代には12であり、1970年代の高校生急増期には15の都道府県で実施。当時の激化する入試競争の緩和や相次ぐ新設校の育成による学校間格差是正が主な促進要因であったとされる。しかし、平成6年に東京都が廃止し、90年代末には宮崎県を含む7都道府県のみとなった。その後、これらの県でも廃止が相次ぎ、ほぼ全面廃止の現状にある。(注1) 参照。

(注3) (注1)(注2) 参照。

(注4)(注5)(注6) 宮崎県立宮崎南高等学校創立40周年記念出版推進委員会編『鵬よ飛べ』所収P220～P237

(文責：橋口 泰宣)